

重要事項説明書別紙料金表(居宅介護支援)

令和 6 年 9 月 1 日現在

適用される地域区分(地域単価)	3 級地(1 1 . 0 5 円)
適用される特定事業所加算	Ⅲ

居宅介護支援のご利用について、介護保険給付の適用がある場合には、居宅介護支援の利用料金全額が介護保険から給付され、ご利用者の自己負担はございません。

1. 居宅介護支援利用料金(1 か月につき)

要介護状態区分	居宅介護支援利用料金
要介護 1 ・ 2	1 2,0 0 0 円
要介護 3 ・ 4 ・ 5	1 5,5 9 1 円

2. 加算項目

初回加算	3, 3 1 5 円	/月
特定事業所加算(Ⅰ)	5, 7 3 4 円	/月
特定事業所加算(Ⅱ)	4, 6 5 2 円	/月
特定事業所加算(Ⅲ)	3, 5 6 9 円	/月
特定事業所加算(A)	1, 2 5 9 円	/月
特定事業所医療介護連携加算	1, 3 8 1 円	/月

入院時情報連携加算	(Ⅰ)	2, 7 6 2 円	/月
	(Ⅱ)	2, 2 1 0 円	/月
退院・退所加算	(Ⅰ)イ	4, 9 7 2 円	/回
	(Ⅰ)ロ	6, 6 3 0 円	/回
	(Ⅱ)イ	6, 6 3 0 円	/回
	(Ⅱ)ロ	8, 2 8 7 円	/回
	(Ⅲ)	9, 9 4 5 円	/回
ターミナルマネジメント加算		4, 4 2 0 円	/月
緊急時等居宅カンファレンス加算		2, 2 1 0 円	/回
通院時情報連携加算		5 5 2 円	/月
中山間地域などに居住するものへのサービス提供加算	所定単位数の 5%	非該当	
特別地域加算	所定単位数の 1 5 %	非該当	

3. 実費について

通常の事業の実施地域を越えて行う交通費 (自動車・自動2輪車使用)	1キロにつき15円(税込み)
通常の事業の実施地域を越えて行う交通費 (公共交通機関)	実費

- ①従業者が居宅介護支援を提供するため、ご利用者宅を訪問する際にかかる交通費は、重要事項説明所の【サービス提供地域】に記載する通常の事業の実施地域内にお住まいのご利用者または、中山間地域等に居住するものへのサービス提供加算に該当するご利用者につきましては無料となります。
- ②重要事項説明書の【サービス提供地域】に記載する通常の事業の実施地域外にお住まいのご利用者につきましては、株式会社 Gourd に対して、前項に定める交通費の実費を支払うものとします。その場合の実費は、通常の実施地域を越えた地点から目的地までの区間における往復の好況交通機関実費または自動車使用時の経費〔15円/km〕(税込み)となります。

4. その他の留意事項

- ①ご利用者が保険料の滞納等により給付制限を受け、株式会社 Gourd が法定代理受領をすることが出来ない(償還払いとなる)場合には、ご利用者は株式会社 Gourd に対し、居宅介護支援の利用料金のお支払いが必要となります。その場合には、ご利用者は後日、居宅介護支援提供証明書及び領収書をご利用者の住所のある市町村の窓口に提示すると、居宅介護支援の利用料金全額の払い戻しを受けることが出来ます。

5. 支払い方法および重要事項

利用料金	市町村で定める基準により、居宅介護支援の料金は原則、全額が介護保険で賄われますのでご利用者の負担はありません。 ※介護保険料の滞納がある場合には、負担割合が異なることがあります。
利用料金の支払い方法	銀行または郵便局の口座から自動引き落としにてお支払いいただきます。 ※ご指定の金融機関の口座から、事業者が指定する日(同日がどの値祝実の場合翌営業日)に引き落とします。 ※手続きの関係上、自動引き落としの申し込みをいただいた後、場合により1~3か月間引き落としができない場合がございます。その場合、請求書を郵送しますので、その月の末日までに指定口座へお振込みいただきます。

加算項目の説明〈居宅介護支援〉

重要事項説明書別紙料金表に記載する「加算・減算項目の算定要件は以下の通りです。

○初回加算

新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して、サービスを行った場合そのほかの別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(※1)に加算します。

(※1)次のいずれかに該当している場合

- ①新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対しサービスを行った場合
- ②要介護状態が2区分以上変更された利用者に対しサービスを行った場合

○特定事業所加算

別に厚生労働大臣が定める基準(※2)に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所が加算します。

(※2)次に掲げる区分における基準のいずれにも適合すること。

- 特定事業所加算(Ⅰ)：基準①から⑬のいずれにも適合
- 特定事業所加算(Ⅱ)：基準②から④および⑥から⑭のいずれも適合
- 特定事業所加算(Ⅲ)：基準③、④および⑥から⑮のいずれにも適合
- 特定事業所加算(A)：基準③、④および⑥から⑭、⑯のいずれにも適合

〈基準〉

- ①常勤専従の主任介護支援専門員を2名配置
- ②常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置
- ③利用者に関する情報または、サービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催。
- ④24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保
- ⑤算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分3・4・5である者の占める割合が40%以上。
- ⑥介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施。
- ⑦地域包括支援センターから支援困難な事例を紹介した場合でも、当該支援困難な事例の者にサービスを提供。
- ⑧地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加
- ⑨運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていない。
- ⑩サービスの提供を受ける利用者数が介護支援専門員1人当たり40名未満。但し 居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は45名未満。
- ⑪介護支援専門員実務研修の科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保。
- ⑫他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研究会等を実施。

- ⑬必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成。
- ⑭常勤専従の主任介護支援専門員を配置。
- ⑮常勤専従の介護支援専門員を2名以上配置。
- ⑯常勤専従の介護支援専門員を1名及び非常勤専従介護支援専門員を1名以上配置。

○特定事業所医療介護連携加算

別に厚生労働大臣が定める基準（※3）に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所が加算します。

（※3）次のいずれにも適合すること。

- ①前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算（Ⅰ）イ、（Ⅰ）ロ、（Ⅱ）イ、（Ⅱ）ロ又は（Ⅲ）の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携の回数の合計が35回以上であること。
- ②前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルマネジメント加算を15回以上算定していること。
- ③特定事業所加算（Ⅰ）（Ⅱ）、または（Ⅲ）を算定していること。

○緊急時等居宅カンファレンス加算

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅介護サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合は、利用者1人につき1月に2回を限度として加算します。

○入院時情報連携加算

利用者が病院又は診療所に入院するにあたって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、別に厚生労働大臣が定める基準（※4）に掲げる区分に従い、利用者1人につき1月に1回を限度として加算します。

イ 入院時情報連携加算（Ⅰ）：利用者が病院又は診療所に入院した日（入院の日以前に当該利用者に係る情報を提供した場合には当該情報を提供した日を含み、事業所における運営規程に定める営業時間終了後に、又は運営規程に定める事業所の営業日以外の日に入院した場合には当該入院した日の翌日を含む。）のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

ロ 入院時情報連携加算（Ⅱ）：利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日（イに規定する入院した日を除き、運営規程に定める事業所の営業時間終了後に入院した場合であって、当該入院した日から起算して3日目が運営規程に定める事業所の営業日以外の日に当たるときは、当該営業日以外の日の翌日を含む。）に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

○退院・退所加算

病院若しくは診療所に入院していた利用者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた利用者が退院又は退所し、その居宅に置いて居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けたうえで、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合には、別に厚生労働大臣が定める基準(※5)に掲げる区分に従い、入院又は入所期間中につき1回を限度として加算します。

(※5)イ 退院・退所加算(Ⅰ)イ：病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設(以下「病院等」という。)の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること。

ロ 退院・退所加算(Ⅰ)ロ：病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けていること。

ハ 退院・退所加算(Ⅱ)イ：病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けていること。

ニ 退院・退所加算(Ⅱ)ロ：病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。

ホ 退院・退所加算(Ⅲ)：病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。

○ターミナルマネジメント加算

在宅で死亡した利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所が、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所に提供した場合に加算します。

ターミナルマネジメントを受けることに同意をした利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じてサービスを行うことができる体制を整備していること。

○通院時情報連携加算

利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提

供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必定は情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として加算します。

○中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービスを行った回数を加算します。

○特別地域加算

別に厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービスの提供を行った場合に加算します。

○高齢者虐待防止措置未実施減算

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算します。

○業務継続計画未策定減算

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算します。

○同一建物減算

事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、サービスを行った場合に減算します。

○運営基準減算

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に該当する場合には、運営基準減算として所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定します。また、2月以上継続している場合は、所定単位数は算定しません。

指定居宅介護支援等基準第4条第2項並びに第13条第7号、第9号から第11号まで、第14号及び第15号に定める規定に適合していないこと。

○特定事業所集中減算

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に該当する場合には、特定事業所集中減算として減算します。

正当な理由なく、事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えていること。

【読み替え】「事業所」…指定居宅介護支援事業所、「サービス」指定居宅介護支援、「都道府県知事等」…都道府県知事または市町村長